

メンタルケア協議会特任相談員(常勤・非常勤)募集要項

「東京都自殺未遂者対応連携支援事業」の相談業務を担当し、各種「心理相談」「SNS相談」「精神科救急相談」「女性相談」のうち1～2業務の取りまとめ役となる相談員です。

「自殺未遂者対応連携支援」には、本人や家族に寄り添って話を聞く、地域の関連機関と連携する、救急や緊急事態への対応、などの幅広い技術と知識が必要です。臨床経験のある方でも、最初からすべてのことに慣れている方はおりません。

特任相談員は、これらの幅広い技術や知識を実地で学び、メンタルケア協議会の相談部門の中心を担っていただく人材を育成するために設けた採用枠です。

「東京都自殺未遂者対応連携支援事業」を担当するのはちょっとまだ自信がないという方は、他事業を中心に担当する特任相談員になることもできます。

全力で教育しますので、本気で相談業務をやっていきたい方、ぜひご応募下さい

- 業務内容** メンタルケア協議会が受託している相談業務、及び相談業務に係る事務
※ 相談業務は、①東京都自殺相談ダイヤル、②東京都夜間こころの電話相談、③政令市こころの電話相談、④東京都精神科救急医療情報センター、⑤他県精神科救急医療情報センター、⑥自殺未遂者対応連携支援事業、⑦市区町村女性相談、⑧企業メンタルヘルス相談、⑨東京都 SNS 相談。(①～⑤は電話相談のみ、⑥～⑧は電話及び面接相談)
- 応募資格** 1) 64歳以下であること。2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
b. 10年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業または卒業見込みで、臨床心理士資格を近年中に取得する予定であること。また、臨床実習の経験及び社会経験を有し、精神保健の相談業務に興味があること。
- 勤務地** メンタルケア協議会事務局 (JR・大江戸線代々木駅北口徒歩1分、小田急線南新宿駅徒歩3分、新宿駅サザンテラス口徒歩5分) および、各相談室 (新宿から10分圏内)。一部女性相談は、自治体指定により10分圏内以上の場所あり (23区内)。
- 勤務時間** 区分1 9:00～19:00 (休憩45+15分含む)
区分2 9:00～18:30 または 13:30～22:30 (休憩1時間含)
区分3 13:00～22:00 (休憩+移動で1時間含)
区分4 22:00～翌朝6:00 または 9:00 (仮眠2.5～3時間を含む)
その他 女性相談は各市区町村の規定による
※試用期間 (担当する相談業務すべてについて、10回勤務を終了するまで) は、区分4は担当不可
- 勤務日** 常勤: 区分1～4を各3～8日ずつ勤務(但し、土日祝を月4回以上含む)で月168～176時間 (平均週40時間) で調整

月 17 日勤務者：区分 1～4 を各 3～8 日ずつ勤務（但し、土日祝を月 3 回以上含む月 136 時間以上）

月 13 日勤務者：区分 1～4 を各 2～6 日ずつ勤務（但し、土日祝を月 2 回以上含む月 104 時間以上）

※詳細な勤務日は前月末までにシフト表にて決定。年末年始、連休のうち数日出勤有り

※メンタルケア協議会主催の研修会・シンポジウム等の実施日及び準備日に出勤有り

6. 給 与 常勤：月額 240,000～350,000 円（区分ごとの勤務回数によって、月毎の変動有り）
住宅・扶養・精勤手当（条件あり）、勤務 1 年以上で賞与（年 2 回）あり。
月 17 日勤務者：月額 220,000～320,000 円（区分毎の勤務回数によって月変動有り）
月 13 日勤務者：月額 170,000～250,000 円（区分毎の勤務回数によって月変動有り）
※試用期間は、区分 4 の代わりに区分 1～3 を担当するため、夜勤手当分が減額となる。
年度ごとに昇給あり。
7. 交 通 費 常勤は月 20,000 円までの一ヶ月定期代を支給
月 17 日・月 13 日は 1 日 2,000 円まで実費相当支給（但し 1,000 円を超える部分は半額）
又は定期代のいずれか安価な方を支給。1 ヶ月 2 万円を限度とする。
8. 募 集 人 数 2～4 名
9. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査（4 回）による審査
10. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
11. 募集期間 書類〆切 1 次募集 令和 3 年 2 月 15 日必着
2 次募集 令和 3 年 2 月末日必着
※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和 3 年 1 月下旬～2 月（詳細は後日調整）
実地審査 令和 3 年 2 月以降
採用日 令和 3 年 2 月以降応相談（試用期間あり、非常勤は年度毎契約）
12. 勤務期間 勤務開始時期は相談 常勤以外は年度ごと契約、更新あり
13. その他 全員：労災及び雇用保険加入
常勤・月 17 日勤務者のみ：厚生年金、健康保険加入
契約日より 3 ヶ月は試用期間
「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、受講者を優先・優遇します。（受講できない場合は、後日受講していただきます）
採用後、毎月 1 回（木曜日夜）の事例検討会（常勤の場合は勤務時間に換算）と年 8 回以上の研修会参加義務あり（時給 1013 円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会 事務局
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2F
tel. 03-5333-6446 / fax. 03-5333-6445 / <http://www.npo-jam.org>

こころの電話相談非常勤相談員 募集要項

1. 業務内容 メンタルケア協議会が東京都及び政令市より委託されている精神保健相談等における電話対応、適切な相談機関への紹介等
2. 応募資格 1) 64歳以下であること。2) 次のa. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 自治体の指定する相談室、メンタルケア協議会事務局（新宿駅より10分圏内）
4. 勤務時間 東京都相談および政令市相談：17時～22時、
その他政令市相談：早番9時～15時、遅番15時～21時（時間調整可能）
※原則として月4～12回勤務。他相談兼務の場合は、合計5回以上
※勤務日時は前月26日までに決定。
5. 給与 基本（日中）時給1,450円～2,750円（SNS相談と兼務の場合は、1,650円～）
※17時以降は10%増
※経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給
（詳細は規定による）
7. 募集人数 3～5名程度
8. 審査 書類審査、面接審査、実地審査（3回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
10. 募集期間 書類〆切 1次募集 令和3年2月15日必着
2次募集 令和3年2月末日必着 ※〆切り後も空きがあれば可能
面接日 令和3年1月下旬～2月（詳細は後日調整）
実地審査 令和3年2～3月
採用日 令和3年2月以降応相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 採用後、年5回以上の研修会参加義務あり（時給1013円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木1-57-4 ドルミ第2代々木2階
tel. 03-5333-6446 fax. 03-5333-6445

精神科救急医療情報センター非常勤職員 募集要項

1. 業務内容 メンタルケア協議会が受託している東京都精神科救急医療情報センター及び茨城県・山梨県精神科救急医療情報センターにおける電話対応、適切な関係機関への紹介等
2. 応募資格 1) 64歳以下であること。2) 次のa. b. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、臨床心理士のうち一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10年以上精神科医療保健福祉の臨床業務に従事した経験を有すること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室、メンタルケア協議会事務局（新宿駅より10分圏内）
4. 勤務時間 月～金曜 17～翌朝9時までのうち、5～11時間（深夜帯は仮眠2.5時間以上あり）
土日・祝 朝9時～翌朝9時までのうち、5～12時間
（深夜帯は仮眠2.5時間以上あり、日勤帯8時間以上の勤務では45分以上の休憩あり）
※ 上記のうち月4～12回勤務。勤務日時は前月26日までに決定。
※ 深夜帯のみの勤務は不可、特に新人期間中は準夜帯・日勤帯中心とする。
※ 月13日または17日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で精神科救急医療情報センターを担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて社保完備。
5. 給与 基本（日中）時給1,500円～3,100円（経験・能力・時間帯等による）
※ 17時以降は10%増、22時以降は25%増、5～9時は15%増
6. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給
（詳細は規定による。茨城県の方が、茨城県精神科救急医療情報センターを担当する場合には、別途相談可能。）
7. 募集人数 3～5名程度
8. 審査 書類審査、面接審査、実地審査（3回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
10. 募集期間 書類〆切 1次募集 令和3年2月15日必着
2次募集 令和3年2月末日必着
※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和3年1月下旬～2月（詳細は後日調整）
実地審査 令和3年2～3月
採用日 令和3年2月以降応募相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 採用後、年5回以上の研修会参加義務あり（時給1013円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会 事務局
〒151-0053 渋谷区代々木1-57-4 ドルミ第2代々木2階
tel. 03-5333-6446 fax. 03-5333-6445 <http://www.npo-jam.org>

市区町村女性相談非常勤相談員 募集要項

1. 業務内容 市区町村より委託されている男女共同参画センターでの心理相談及び DV 相談(電話及び面接)、社会資源へのつなぎ
2. 応募資格 1) 64歳以下であること。2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
a. 保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち一つ以上の資格を有し、且つ3年以上相談業務に従事した経験を有すること。
b. 心理学専攻の大学院を卒業し、1年以上の女性相談及び精神保健分野の相談業務に従事した経験を有すること。
c. 10年以上の女性相談及び精神保健分野の相談業務に従事した経験を有すること。
3. 勤務地 23区内(中西部中心)
4. 勤務日 勤務地による
※ 月4~12回(原則曜日固定勤務)、土日祝の持ち回り勤務あり
※ こころの電話相談、または東京都自殺相談ダイヤルを兼務すること。
※ 月13日から17日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で女性相談を担当するという勤務形態もあり。
5. 勤務時間 8時30分~21時のうち、実働4.5~10時間(途中休憩あり)
※ 曜日・時間帯については、勤務地の自治体の規定による
6. 給与 基本(日中)時給1,450円~2,250円(経験、能力、時間帯、勤務日による)
※17時以降10%増
7. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給(詳細は規定による)
8. 募集人数 2~4名程度
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
10. 審査 書類審査、面接審査、実地審査(4回)による審査
11. 募集期間 書類〆切 1次募集 令和3年2月15日必着
2次募集 令和3年2月末日必着
※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和3年1月下旬~2月(詳細は後日調整)
実地審査 令和3年2~3月
採用日 令和3年2月以降応相談(試用期間あり、年度毎契約)
12. その他 実地審査は女性相談室で1回、こころの電話相談・自殺相談ダイヤルで3回
採用後年5回以上の研修会参加義務あり(時給1013円・交通費支給なし)

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2F
tel. 03-5333-6446 / fax. 03-5333-6445

東京都自殺防止のSNS相談非常勤相談員 募集要項

1. 業務内容 メンタルケア協議会に東京都より委託されている自殺対策事業 SNS 相談における相談対応、適切な相談機関への紹介・仲介、相談業務にかかわる事務処理等
2. 応募資格 1) 64歳以下であること。 2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室（新宿より10分圏内）
4. 勤務時間 15～22時（休憩30分）と17～22時（休憩なし）の勤務あり
※ 調整ができれば、部分勤務可能（例：19～22時、15～19時、18～22時等）
※ 上記のうち月5～12回勤務。電話相談と兼務が原則。自殺相談ダイヤル等と兼務できる方を優先（兼務の場合は合計月5回以上）。勤務日時は、前月26日に決定。
※ 月13日または17日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中でSNS相談を担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて、社保加入。
5. 給与 基本（日中）時給1,650円～3,100円（自殺相談ダイヤルと兼務の場合は時給1,700円～、こころの電話相談と兼務の場合は時給1,650円～）17時以降は10%増
※電話相談との兼務が原則必須、経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給
※ご自身の都合で勤務時間が4時間に満たない場合は支給無し（詳細は規定による）
7. 募集人数 5～10名程度
8. 審査 書類審査、面接審査、実地審査（4回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォーム（ウェブサイトからダウンロード可）ご記入の上事務局へ郵送
10. 募集期間 一次募集書類〆切 令和3年2月15日必着
二次募集書類〆切 令和3年2月末日必着 ※〆切り後も空きがあれば可能
面接日 令和3年1月下旬～2月
実地審査 令和3年2～3月
採用日 令和3年2月以降応相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 毎年1～3月に行われる「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、受講できる方を優先。
採用後、年5回の研修会参加義務あり（時給1013円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会 事務局
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2F
tel. 03-5333-6446 / fax. 03-5333-6445 / <http://www.npo-jam.org>

東京都自殺相談ダイヤル非常勤相談員 募集要項

1. 業務内容 メンタルケア協議会に東京都より委託されている自殺相談ダイヤルにおける電話対応、適切な相談機関への紹介・仲介等
2. 応募資格 1) 64歳以下であること。 2) 次のa. b. c. 何れかに該当すること。
a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ3年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
b. 10年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室（新宿より10分圏内）
4. 勤務時間 A13時半～18時半、B18時～22時半、C22時～翌6時（仮眠2.5時間あり）
※ 上記のうち月4～12回勤務。C勤務出来る方優先（全てC勤務は不可）、A・B勤務だけの場合は回数制限有り。勤務日時は前月26日までに決定。
※ 月13日から17日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で自殺相談を担当するという勤務形態もあり。時間数に応じて、社保完備。
5. 給与 基本（日中）時給1,500円～3,100円（SNS相談と兼務の場合は、1,700円～）
※ 17時以降は10%増、22時以降は25%増、5～9時は15%増
※ 経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交通費 1日2,000円まで実費相当支給、但し1,000円を超える部分は半額支給（詳細は規定による）
7. 募集人数 5～10名程度
8. 審査 書類審査、面接審査、実地審査（3回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォーム（ウェブサイトからダウンロード可）ご記入の上事務局へ郵送
10. 募集期間 書類〆切 1次募集 令和3年2月15日必着
2次募集 令和3年2月末日必着
※〆切後も空きがあれば受け付けます。
面接日 令和3年1月下旬～2月（詳細は後日調整）
実地審査 令和3年2～3月
採用日 令和3年2月以降応募相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. その他 「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、受講者を優先・優遇します。（受講できなかった場合は、後日受講していただきます）
採用後、年5回の研修会参加義務あり（時給1013円・交通費支給なし）

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会 事務局
〒151-0053 渋谷区代々木1-57-4 ドルミ第2代々木 2F
tel. 03-5333-6446 / fax. 03-5333-6445 / <http://www.npo-jam.org>

メンタルケア協議会常勤・非常勤職員 募集要項

1. 業務内容 メンタルケア協議会が実施する相談事業・研究事業・講演会事業に関わる事務。企画、運営、人員管理、情報入力集計分析、報告書作成、その他事務を担当。
2. 応募資格 1) 大学卒業以上で、64歳以下であること。
2) パソコン作業に馴れており、MS-Word Excel 等の操作と関数やグラフ作成ができること。マクロや統計ソフトを使うことができれば更に望ましい。
3) 心理学や精神保健福祉に関する基本的な知識や経験を有していることが望ましい（事務中心の場合は、不問）。
3. 勤務地 メンタルケア協議会事務局（JR・大江戸線代々木駅北口徒歩1分、小田急線南新宿駅徒歩3分、新宿駅サザンテラス口徒歩5分）
4. 勤務時間 10～19時または早番8：30～17：30（途中昼休憩45分＋夕方休憩15分あり）
※早番は交代での勤務。非常勤の勤務時間は、8：30～22時の中で応相談。
5. 勤務日 土・日を含む週3～5日（詳細は応相談）
6. 給与 初任給 月給230,000円～320,000円相当（経験、能力による）昇給有
非常勤の場合は、時給1300～1800円程度（経験、能力による）昇給有
※常勤職員は、20,000円／月までの家賃補助（条件有）あり
※常勤職員は、2年目から賞与（過去実績 4か月分／年）あり
7. 交通費 月20,000円までの1か月定期代、または1日2,000円までの実費相当（1,000円を超える部分は半額）のどちらか安価な方を支給（詳細規定あり）
8. 募集人数 1～3名
9. 審査 書類審査、面接審査、PC技能審査
10. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、記入の上事務局へ郵送。
11. 募集と採用時期 1月下旬～2月に面接し、2月以降の採用予定（詳細は要相談）
12. その他 週3日（月104時間）以上で雇用保険加入、週4日（月136時間）以上で年金健保加入。労災は全員加入。
相談業務を週1～2回程度兼務できる方歓迎（別途研修有）。
NPOの職員として、組織を支えてくださる方を歓迎します。

以上

特定非営利活動法人メンタルケア協議会
〒151-0053 渋谷区代々木 1-57-4 ドルミ第2代々木 2階
tel. 03-5333-6446 fax. 03-5333-6445

新型コロナウイルス-COVID19-対応支援 心のケア非常勤相談員 募集要項

連日、新型コロナウイルスに感染者が増加する報道されており、不安や恐怖は強まってきているのではないのでしょうか。

メンタルケア協議会では相談窓口をさらに拡充します。私たちと一緒に頑張っていたただける相談員を募集しています。奮ってご応募ください

1. 業務内容 新型コロナウイルスに関連する心の相談や医療介護者へのこころのケアについて、電話相談対応（一部 SNS 相談対応あり）、適切な相談機関への紹介等
2. 応募資格 1) 64 歳以下であること。2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ 2 年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10 年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 ①メンタルケア協議会事務局 ②在宅勤務あり（要相談）
4. 勤務時間 9時～17時（休憩45分）、13～17時（休憩なし）、13-21時（休憩45分）を中心に調整可能。勤務日時は前月26日までに決定。原則として月4～12回勤務。こころの電話相談または自殺相談ダイヤルの相談員を兼務することが望ましい。兼務の場合月5回以上勤務。
5. 給与 基本（日中）時給 1,450 円～2,250 円（経験、能力、勤務日による）
在宅勤務は時給 1,200 円
6. 交通費 1日 2,000 円まで実費相当支給、但し 1,000 円を超える部分は半額支給（詳細は規定による）
7. 募集人数 3～5名程度
8. 審査 書類審査、面接審査、実地審査（3回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォームを下記事務局へ請求し、ご記入の上事務局へ郵送。
募集期間 書類〆切 1次募集 令和3年2月15日必着
2次募集 令和3年2月末日必着
(〆切後も空きがあれば受け付けます。)
面接日 令和3年1月下旬～2月（詳細は後日調整）
実地審査 令和3年2～3月
採用日 令和3年2月以降応募相談（試用期間あり、年度毎契約）
10. その他 採用後、年5回以上の研修会参加義務あり（時給 1013 円・交通費支給なし）
本事業は今後の社会情勢により実施期間が変更されることがありますが、その際は他相談室の相談員として継続勤務可能です。

以上